



和広第250号
令和3年9月1日

和歌山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

平木 哲朗



和歌山市への個人情報の提供について（諮問）

和歌山市に対する後期高齢者医療被保険者の通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴、保険料の納付状況に係る情報提供について、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問します。

【諮問内容】

1 濟問事務

和歌山市が行う高齢者の安全確保及び成年後見制度の必要性を考慮するための情報収集に関する後期高齢者医療被保険者の通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴及び保険料の納付状況に係る情報提供について

2 事務の目的

通院又は入院していた医療機関を把握し、当該医療機関に聞き取り又は訪問により調査を行うことで安否確認及び身体的虐待に該当しないか判断するため、また、保険料の納付状況を確認することで経済的虐待に該当しないか判断するため

3 条項

和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号

4 濟問項目

後期高齢者医療被保険者の通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴及び保険料の納付状況に係る情報提供については、公益上の必要による個人情報の提供に該当することの承認

5 提供先

和歌山市

6 提供する情報

医科機関への通院・入院履歴（レセプト情報）
保険料の納付状況（2年間分）

7 備考

他の市町村から同様の情報提供依頼があった場合は、同様に提供を可能とする。

和福高第143号
令和3年 4月23日
(2021年)

和歌山県後期高齢者医療
広域連合事務局長 様

和歌山市福祉事務所長
(公印省略)

高齢者に関する情報提供について(依頼)

このことについて、次のとおり依頼します。

- 1 使用目的 高齢者の安否確認、行方不明及び虐待等の状況を迅速に把握し、高齢者の安全確保及び成年後見制度利用の必要性を考慮するための情報収集を行う
- 2 使用期間 令和4年3月31日まで
- 3 必要情報 通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴、保険料の納付状況
- 4 活用方法 通院又は入院していた医療機関を把握し、当該医療機関に聞き取り又は訪問により調査を行う、また、保険料の納付状況を確認することで経済的虐待に該当しないか判断する情報源とする
- 5 活用者 高齢者・地域福祉課職員
- 6 保管方法 口頭又は目視により情報収集するため、書面では保管しない
ケース記録については、本市の文書管理規程及び和歌山市個人情報保護条例に則り保管する
- 7 根拠法令等 老人福祉法 第5条の4第2項
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第9条第1項
個人情報の保護に関する法律 第16条第3項第2号

和歌山市役所 高齢者・地域福祉課より要望

要望理由

1. 高齢者の安否確認のための情報提供
2. 高齢者虐待への対応

要望する情報

- (1) 医療機関への通院履歴（レセプト情報）

診察で身体的虐待の可能性がないか確認するため

- (2) 保険料の納付状況

経済的虐待と判断するため2年程度の納付状況の確認するため

情報提供としての根拠法令

- ① 老人福祉法 第5条の4第2項
(福祉の措置の実施者)

第五条の四 六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。)又はその者を現に養護する者(以下「養護者」という。)に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

- 2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (平二法五八・追加、平六法五六・平九法一二四・平一一法八七・平三〇法四四・一部改正)

② 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第9条
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村または市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する 届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止 及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は 身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する 老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三

十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

③ 個人情報の保護に関する法律 第16条第3項第2号
(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。